

## 球磨村高校生等教育支援補助金交付要綱

令和5年12月13日

教委告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村に住所を有し、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）に通学する生徒及び下宿等を利用して高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、本村の将来を担う人材育成及び切れ目ない子育て支援を実施するため、当該保護者に対する補助金の交付に関し、球磨村補助金等交付規則（平成3年球磨村規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 球磨村に居住しており、高等学校等に在籍している生徒の保護者であること。
- (2) 村税等に滞納がないこと。

(補助対象期間)

第3条 補助の対象期間は、生徒が高等学校等に入学した年度から正規の最短就学期間が終了する年度までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、高等学校等に在籍している生徒1人につき月額5,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、球磨村高校生等教育支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、球磨村高校生等教育支援補助金交付決定通知書（様式第2号）又は球磨村高校生等教育支援補助金申請却下通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、球磨村高校生等教育支援補助金請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽等の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) その他、村長が不当と認めたとき。
- 2 村長は、前項の規定による補助金の返還を求めるときは、球磨村高校生等教育支援補助金返還命令書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和5年12月13日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年3月31日以前に高等学校等に入学した生徒の保護者に関する第3条の規定の適用については、同条中「生徒が高等学校等に入学した年度」とあるのは、「令和5年度」とする。